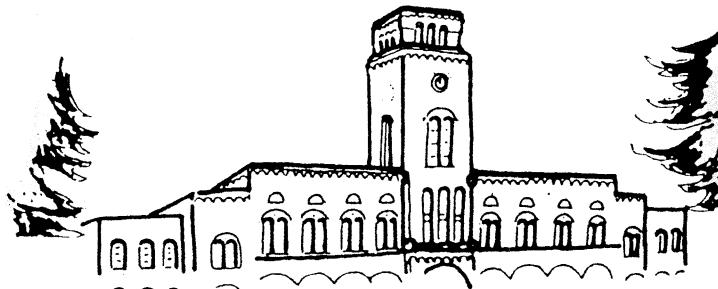


No.45

鐘

一橋大学附属図書館報



古川栄一先生の自筆ノート
実は身近な著作権問題
複式簿記がやってきた！

THE HITOTSUBASHI UNIVERSITY LIBRARY BULLETIN

2003.10

本学研究者直筆資料アーカイブズ（2）

1年前の本誌No.43で、増田四郎(1908～1997)^{*1}、藻利重隆(1911～2001)^{*2}両先生の手稿資料類に端を発した、本学関係直筆資料のアーカイブズ構築事業について紹介しました。

御遺族や門下の方々等各方面からのご理解とご協力により、諸先生方が残された貴重な研究記録等が集まりつつ

ありますが、その中で、古川栄一先生の経営学関係の研究・講義ノート類は、先生が本学退官後に教鞭をとられた亞細亞大学図書館の所蔵にあるものを、同大学のご厚意により電子化データを作製、入手できたという、異色の来歴を持っています。これは、古川先生の門下である柴川林也名誉教授のご紹介によ

り実現したものです。

この度、柴川先生から、古川先生のノートについての紹介記事をご寄稿いただきましたので、ここに掲載します。また併せて、その他のコンテンツの進捗等についても簡単にご報告します。

(『鐘』編集部)

古川栄一先生の自筆ノート

柴川林也

古川栄一先生(1904～1985)は、一橋大学が誇る経営学界の碩学として経営学、財務管理論、経営戦略論などの学問分野において計り知れない影響を与えた。また、大蔵省(財務省)、通産省(経済産業省)や文部省(文部科学省)の政府関係委員として産業界・企業の経営者にその交流を通して多大の影響を与えた数少ない学者の一人であった。

先生のことを語るとき、その生い立ちに触れないうわけにはいかない。年齢5歳の時父親が亡くなり、母親がそのか弱い手で姉と弟そして栄一少年の3人を育てることになった。郷里の長岡には当時中学校と商業学校の二校しかなかったが、こうした苦難にもめげず、長岡商業学校に進み早く世に出て家の再建に尽くしたいとの考えを先生は抱

いていた。しかし、学問好きの先生はさらに上の学校に進みたいとの希望を持ち、商業学校から東京商科大学予科への進学は大変難しいということで、当時の鉄道で東京より2時間長くかかる(14, 5時間)神戸高等商業学校(現在の神戸大学)に進学したのである。そこで、福田徳三先生の一番弟子である坂西由蔵教授の経済学と経済史の講義に魅了されたのである(座談会での古川先生の発言^{*3})。自筆ノートに東京商科大学入学後に聞いた福田徳三先生の講義ノートがあるのはその影響と思われる。

3年間の神戸高商の時代に、先生の脳裏にいつもあったのは自分だけ学問をしていていいのだろうか、母そして姉や弟のことを思いつつ、その日

*1: 山田欣吾「増田四郎先生の自筆ノート」；『鐘』No.43(2002.10)

*2: 村田和彦「藻利重隆先生の直筆講義ノート・読後感・発想録・原稿」；『鐘』No.43(2002.10)

*3: 「古川栄一教授退職記念号」；『青山経営論集』第8巻第1・2合併号(昭和48年9月)

記の中に毎日の起床時間から就寝の時間までの間、いかに学問への取り組みに時間を割くか、そして自分の心の悩みなど日記に克明に記されている。そのようななか、先生はキリスト教会へと導かれて受洗、牧師の勧めで教会での奉仕(日曜学校の教師)をするようになり、その後の先生の学者としての人生に大きな影響を与えたと思われる。そして、大正14年に念願の東京商科大学の試験に合格した時の喜びが綴られ、翌年4月に学部に入学された。

入学後にゼミナールとして古川先生が第一に希望されたのは上田貞次郎教授(元学長)の演習であったが、人気の高い上田ゼミに入る余地はなかった。そこで、新進気鋭のドイツ留学から帰国されたばかりの増地庸次郎助教授のゼミに入り、「経営経済学」の学問を志すようになったのである。増地助教授の『工場経営論』の講義ノートは、当時の増地先生の講義内容を知る上で有益であると思う。本科生では増地ゼミの二期生になるが、その後一橋大学の経営学の黄金時代を形成する藻利重隆、山城章の両先生も増地庸次郎教授(博士)の門下生であったことはよく知られた事実である。

昭和4年3月、先生は東京商科大学(一橋大学)を卒業後直ちに、同年4月に山口高等商業学校(現在の山口大学)講師となり、昭和5年1月に教授に昇進された。増地先生に山口高商を薦められた時、「経営学の専任になって、早くドイツに留学しなさい」といわれて任地に赴いたと聞いている。しかし、戦争によりその念願は遂に果たされることはなかった。

東京商科大学に招聘されるまでの山口高商の12年間に先生は、「予算統制論」(昭和8年)、「経営比較論」(昭和10年)、「経営経理論」(前編・後編昭和12年)と2年おきに3冊の著書を公刊し、「山口に新鋭古川栄一あり」と、当時学界の注目を集めたといわれている。

昭和16年、母校の東京商科大学助教授に招かれるが、同年12月日本は第二次世界大戦に突入、先生はその間応召、招集解除を繰り返し、軍刀を腰に下げながら講義に臨んだことを語されたことを記憶している。

昭和23年東京商科大学教授に補職されるも、戦後の学制改革により一橋大学教授に配置換えとなる。これより先、恩師の増地庸次郎博士が東京大空襲により急死され、経営学原理の講座の担当と

なり、その責任は極めて重いものとなった。戦前から戦中にかけて、先生はドイツの経営経済学をもっぱら研究し、その理論の体系を軸としながら、戦後は奔流のごとくアメリカ経営学の著書が出版されるに及んで、「アメリカ経営学」(昭和23年)、「新経営者 経営者論の展開」(昭和23年)を通して学界に新風を巻き起こしたのである。

昭和29年には一橋大学より「財務管理の本質と組織に関する研究」により商学博士の学位を授与されたが、それは「財務管理組織」として昭和28年に同文館よりすでに公刊されており、資金の運用を重視した新しい財務管理に関する研究として、一躍学界の脚光を浴びることになった。これは、資金調達の制度論を骨格とする伝統的な財務論を批判の俎上にしながら、これを狭義財務管理論とされ、資金の運用全般を対象とする計画的統制的財務管理を広義財務管理論として峻別し、独自の主張を展開された。その骨格となったのは、ドイツのローマンの「転換概念」を用いて資金運用の理論的枠組みを確立したうえで、それに予算統制及び利益計画の方法及び実践組織としての内部統制組織であるコントローラー部門の組織編成を、具体的な内容としたものと理解される。先生の財務管理論あるいは経営財務論は運用中心の経営財務を志向されたために、企業が資金調達を行うマーケットである資本市場との接点を欠くものとなり、今日の現代財務論の内容展開とは必ずしも整合しないところがあるが、当時の学界の状況ではこのことを適確に認識することは難しく、一部を除いて外在的批判のものが少なくなかったといえよう。

その後、先生の関心は経営計画なかんずく長期経営計画へと向けられ、戦略的経営計画に新たな内容の展開を織り込むことになる。自筆ノートに『トップ・マネジメント研究』が含まれているのは、その後の先生の研究の一環を物語るものといえよう。

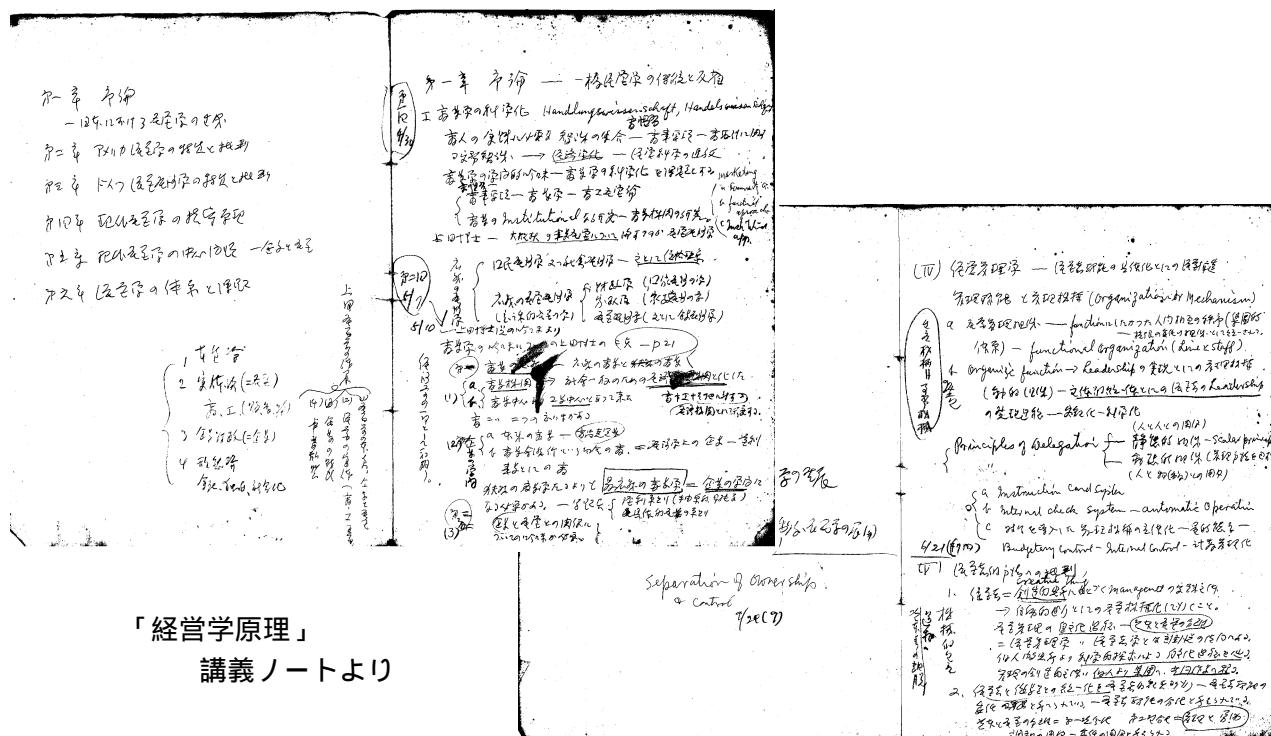
この間、昭和31年と35年に商学部長、評議員、附置産業経営研究所長等を併任された。昭和43年3月一橋大学を定年で退官、一橋大学名誉教授の称号を授与された。退官後は青山学院大学経営学部教授に就任され、また同大学経営学部の充実と大学院修士・博士課程の設置に当たり桜井信行教授に協力され、その発展に尽力された。昭和48年3月に定年退職後は、亞細亞大学大学院経営学研

究科修士・博士課程の設立に協力され、熱心に学生の指導に当たられた。非常勤講師としては、早稲田大学、駒沢大学など様々な大学で教えられたが、特に早稲田大学大学院経営学研究科では長年にわたり学生の指導に当たられ、多くの優秀な門下生を育成された。

早稲田大学との関わりは古くかつ長い。山口高商の時代に、早稲田大学の長谷川安兵衛教授の著書「予算統制の研究」に啓発された先生は長谷川教授に目を掛けられ、その愛弟子である青木茂男教授との親交を深められるうちに、大学院商学研究科、商学部などの講義、演習を担当し一橋大学

出身の弟子の数を上回る多くの研究者を残され、
その多くは経営学会等で活躍している。

先生は通産省(現在の経済産業省)に設置されている産業合理化審議会管理部会(産業構造審議会管理部会)において、戦後の産業・企業の合理化・近代化のための諸施策の推進に委員あるいは委員長として積極的に関わられ「企業における内部統制の大綱」(26年)や「経営方針遂行のための利益計画」(30年)などの公表を通して産業界や会社・国鉄・公社(専売公社)等の委員として大きな貢献を残された。



先生は、以上簡単に述べた多くの研究成果と研究者の育成に多大の貢献をされたばかりでなく、日本経営学会をはじめ多くの学会の発展に尽力された。日本経営学界理事、同常任理事、日本経営診断学会会長、などの要職をされるなかで、高瀬莊太郎東京商科大学学長の後を継いで、日本学術振興会に設けられた経営問題第108委員会の委員長として、产学研協同の推進に貢献され、多くの会社や工場を視察し、経営の実態を知りその理論の形成に努力されるとともに、また実践への啓蒙と発展にも努められた。こうした企業の経営管理への功績により、昭和45年に藍綬褒章を授与された。また、多年優れた業績を挙げ学術の進歩と産業界へ寄与した功績により、昭和50年には、先生

は勳二等瑞宝章を受章された。

このたび、一橋大学図書館のご好意により、古川先生の直筆ノート44巻がアーカイブ化され、これに先立って、これをすべて所蔵されている亜細亜大学図書館の許可と先生のご家族の了承を得て、写真撮影され永久保存されることになった。これに関わった者として、古川学説の研究を今後なされるであろう研究者にとり貴重な資料になるものと考える。

自筆ノートは、その内容からみて四種類に分けられる。第一は、東京商科大学の学生時代に受講した時の講義ノートと、卒業後着任した山口高等商業学校の講義ノートに加えて母校の東京商科

大学に招聘されて間もなくの頃の講義ノートである。第二に研究ノートであるが、古いのは卒業論文の主要参考文献となったと推測されるカール・ハックスの利潤概念について大学ノートに記述されているものなど。

第三に戦時下の会計監督官としての記録ノートである。昭和16年の講演会「戦時下の経営経済」などの一連の講義ノートは、主計将校として軍需品工場の原価計算を指導され、被服工場や軍靴工場の工場視察などが、先生のその後の工場見学や経営者との面談などを通じてご自分の研究や教育にも活かされていったと推察される。

第四はすでに述べた神戸高等商業学校の頃の日

記である。いずれも直筆ノートならではの、読む者的心を揺さぶるような文章で詳細に記されている。ただ、その頃からすでに、達筆な字体で書かれているために、判読が困難な箇所が少くない。関心のある読者がこれらの資料から、あるいは亞細亞大学に収容されている全資料から新しい発見がなされることを期待したい。また、この直筆ノートの保存と電子化のためにご協力された亞細亞大学経営学部徳永善昭教授に感謝の意を申し上げたい。

(しばかわ りんや 一橋大学名誉教授

帝京大学経済学部長)

アーカイビング進捗状況について

本アーカイブズは、本学に所縁のある研究者等が遺したノート、原稿類、研究教育資料等の散逸を防ぎ、保存すると共に利用に供することを目的としており、その構築事業^{*4}は、

- (1) 原資料の保存措置: 保存ケース作成、
インク焼け防止、ステープラー錆止め等
 - (2) 複製資料の作製: 電子化データ(pdf等)
(及び/または)ハードコピー
- のふたつの柱から成り立っています。

平成14年度着手分

中村進午(1870~1939)先生の国際法関係資料(毛筆)、三浦新七(1877~1946)先生の「文明史」等の講義原稿類、上田貞次郎(1879~1940)先生の日記と受講・研究・講義ノート類、都留重人(1912~)先生のサムエルソン『経済学』翻訳原稿等の保存措置を行いました。

また、中村、三浦、上田各先生分については電子化データを、さらに上田先生分については紙媒体複製^{*5}も製作しました。

なお、今回紹介した古川先生分の電子化データ作製も、この時期に行っています。

平成15年度着手分

これまでに、青山衆司(1871~1941)、左右田喜一郎(1881~1927)、村松恒一郎(1898~1984)各先生の関係資料の保存措置を終え、現在、福田徳三(1874~

1930)先生の経済学関係資料について、保存措置と電子化データ及び紙媒体複製製作の準備を進めてあります。

また、田中誠二(1897~1994)先生の法学関係のノート類、縫田清二元横浜国立大学教授の本学在籍中(1946~1952)記録資料^{*6}、15年8月に寄贈されたばかりの藤井義夫(1905~1982)先生の哲学関係のノート類の保存措置も予定しています。

今後の課題とお願い

哲学の山内得立(1890~1982)、経済学の大塚金之助(1892~1977)、杉村廣蔵(1895~1948)、中山伊知郎(1898~1980)、山中篤太郎(1901~1981)、高橋泰蔵(1905~1989)、経済数学の山田欣一(1906~1974)諸先生等の関係資料等が古くから遺されています。

戦中戦後期に作られた資料は紙質も悪く、クリップやステープラー等の錆、セロハンテープの化学糊等が資料の劣化を進めますので、各コンテンツの状態から優先順位を決めて措置を検討しなければなりません。

また、電子化データをHDA(一橋ディジタルアーカイブス)に搭載し公開することも当面の課題となります。

本アーカイブズ構築事業は緒についたばかりです。その充実と将来へ向けての保存と活用のために、本学関係の資料が引き続き図書館へ寄せられることを期待しております。^{*7} (情報管理課図書館専門員)

*4: 前に紹介した増田、藻利、古川各先生分を除き、以下の諸先生分については、本善四郎図書奨学基金の援助により実施しています。

*5: 三浦先生分については、平成12年に紙媒体複製、製本したものを供覧しています。(「三浦新七先生講義原稿」請求記号:Az/152)

*6: 平成14年12月にご遺族から受贈。詳細は『鐘』No.44(2003.4) 6頁記事を参照。

*7: ご寄贈頂ける資料や情報があれば右記へ連絡願います: 一橋大学附属図書館 図書館専門員及び受入係(Tel.: 042-580-8223, 8226)

図書館のコピーでできることとできないこと

— 実は身近な著作権問題 —

日常、皆さんが、著作権を意識されるのはどうなときでしょうか。例えば、友達やレンタルショップからCDやビデオを借りるときでしょうか。

実は、大学の研究者や学生にとって、もっと身近で切実な著作権問題があります。それは、皆さんが当たり前のように図書館で行っている図書や雑誌のコピーについてです。

【著作権の守り手としての図書館】

附属図書館の文献複写サービスは、著作権法に基づくガイドライン^{*1}に沿ったルールに従って行われています。

具体的には、皆さんが図書館で本や雑誌をコピーするとき、「文献複写申込書」に本や雑誌の名前、コピーする部分などを逐一記入してもらっていますが、その下には次のような字句が並んでいるのにお気付きでしょうか？

私は、著作権のある資料(著者の死後50年を経過していない著作物など)の複写について、以下に記載する事項を遵守します。

公表された著作物は全部でなく一部分であること。

定期刊行物に掲載された各論文その他の記事は全部であるが、刊行後相当の期間を経たものであること。

コピー部数は一人について一部のみであること。

利用者の調査研究のためであること。

有償無償を問わず、再複製したり頒布したりしないこと。

著作権上の問題が発生した場合は、その一切の責任は私が負います。

何やら「べからず」ばかり並べた挙句、穏やかではない言葉で締めくくられていますが、皆さんはどうお思いでしょうか。いかにもお役所仕事だ、と思われている方も多いのではないでしょうか。

しかしここが、皆さんのコピーが著作権法上許される範囲内であることを保証しているのです。

*1: 国公私立大学図書館協力委員会が日本著作権センター(<http://www.jrcc.or.jp/>)との話し合いを経て、「大学図書館における複写に関する実務要項」を制定しました。要項の詳細や制定までの経緯等については、文末で紹介されているwebサイト「大学図書館における著作権問題Q&A」を参照してください。

*2: 著作者は自分の権利を他者に譲渡することもできます。その場合、譲渡を受けた人を「著作権者」といいます。

*3: 著作権は著作物の創造と同時に発生するものとされ、特許等のように届出は必要ありません。ただし、永久に続くのではなく、日本では個人著作の場合、著作者の死後50年までとされています。昔の作家の作品が自由に利用できるのはこのためです。

【コピーは自由ではない】

「コピーに違法なものと適法なものがあるのか？」と驚かれるかも知れません。もちろん、例えば自分が書いたノートを自分でコピーするのは、何の問題もありません。では、あなたが苦労して仕上げたレポートを誰かが無断でコピーして「皆の参考に」配ったとしたらどうでしょうか？あなたがよほどの人格者でもない限り、まず許さないのでしょうか。この場合、著作権法上は、相手はあなたの著作権を侵しており、したがってその行為は違法ということになります。

著作権法では「著作物」と「著作者」を次のように定義しています。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。

.....(以下省略).....

いかにも法律の条文らしく(?)堅い文章ですが、要するに、長さやレベルに関係なく、メモだろうと落書きだろうと、書いた人のオリジナリティが認められればそれは著作物です。

著作者はその著作物に関する様々な権利^{*2}、即ち著作権を持ちます^{*3}が、コピーに関しても、次のように定められています。

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

つまり、何人といえども、また何の目的であれ(たとえ非営利あるいは学術研究、教育目的であっても)、著作者に無断でコピーしてはならないのが原則です。

もし、複製が無制限に行われればどうなるでしょうか？誰も本やCDを買わなくなり、そうなれば、出版社やレコード会社が潰れるだけでなく、プロの作家やアーチストといったものが成立しなくなり、やがては文化全体が衰退することになるでしょう。

【文化発展と公正利用の相克】

それでは、なぜ図書館でコピーができるのかというと、著作権法にもうひとつ、次のような規定があるからです。

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
.....(以下省略).....

実は、前に挙げた「文献複写申込書」の注意事項は、この著作権法第31条の内容の一部を箇条書きにしたもので、従って、例えばつぎのようなことはできないことになります。⁴

- クラスやゼミの人数分をまとめてコピーする。
- 本1冊を丸ごとコピーする。
- 自分の本や友達から借りた本を持込みコピーする。
- 他大学の図書館から取寄せた本をコピーする。

目の前の本が“自由に”コピーできないのは、不便に思われるかも知れませんが、そもそも著作権法の目的は、その第1条で次のように述べられています。

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に關し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

31条の趣旨も、この「文化的所産の公正な利用に留意」して、著作者の権利を例外的に制限することで成り立っているものであることを改めてご理解のうえ、ルールの遵守にご協力願います。

【意外に身近な著作権】

ここまで、専ら著作物を利用する立場からの話をしましたが、大学構成員のうち特に教官と大学院生は、雑誌に研究論文を発表したり本を執筆したりしますから、即ち自らが著作者でもあります。もちろん、卒業論文やレポート等も著作物ですから、学部生も著作者たり得ます。

もっとも、学術著作は、原稿料収入より広く読まれ

る事を期待して執筆される場合が多いものと思われ、その点でいわゆる文筆業の人とは様相が異なる面があるのは確かです。しかし、ある著作がその筆者の独創であるということを保証するのは著作権ですし、引用等が正当な方法と範囲で行われるべきことも、著作権法で定められています。また、教材や試験問題に他人の著作を利用する場合も、決して自由ではなく、厳密なルールが存在⁵します。

このように、大学は教育研究機関であるが故に、学生も院生も教官も、日々著作権と関わっているわけです。今後の勉学や研究がより順調に進むよう、多少なりとも著作権に关心を持たれてはいかがでしょうか。

【参考】著作権を知るために

最後に、著作権の理解に有益と思われる書籍とwebサイトをいくつか紹介しておきます。書籍はいずれも図書館本館3階に配架されています。

《図書館の蔵書から》

- (1) 学術論文のための著作権Q&A：著作権法に則った「論文作法」/宮田昇著
東海大学出版会, 2003
請求記号: 8100/559
- (2) 現代社会と著作権 / 斎藤博, 作花文雄, 吉田大輔著
放送大学教育振興会, 2002. - (放送大学教材)
請求記号: 0200/254

《入門者向けwebサイト》

- (1) 著作権Q&Aシリーズ
<http://www.cric.or.jp/qa/qa.html>
社団法人著作権情報センター(CRIC)が製作配布している小冊子シリーズの電子版です。著作権に関する素朴な疑問について、問答形式で解説しています。最初の一歩にお勧めです。
- (2) コピーライトワールド : Kids CRIC
<http://www.kidscric.com/>
著作権情報センターの学校向けサイトです。まだ一部コンテンツが未完成ですが、基礎的な解説や用語集などが充実しています。また、授業や教材作製に関わる話題は、大学にも通じるものがあります。
- (3) 大学図書館における著作権問題Q&A
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/Kdtk/copyrightQA.pdf>
国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会作製。大学図書館職員向けの問答集ですが、特に図書館でのコピーサービスに関する問題や事例を知ることができます。

(情報サービス課企画係)

*4: 「急ぐから」「予算がないから」といったことは理由として認められません。

*5: 文末で紹介しているwebサイト「コピーライトワールド」で詳しく解説されていますので、一度ご覧になることをお勧めします。

平成15年度附属図書館企画展示及び講演会のお知らせ

『複式簿記がやってきた！』

—明治初期簿記導入史と商法講習所—

【展示】 日時：平成15年10月27日(月)～11月7日(金)及び11月10日(月)～14日(金)
9時～17時(入場16時30分まで)但し11月3日(祝)は9時～15時

場所：附属図書館公開展示室(時計台棟1階)
入場無料

【講演】『一橋と簿記と西川文庫』

講師：安藤英義(前附属図書館長・商学研究科教授)

日時：10月30日(木) 15時～16時30分

場所：附属図書館研修セミナールーム(時計台棟1階)
入場無料



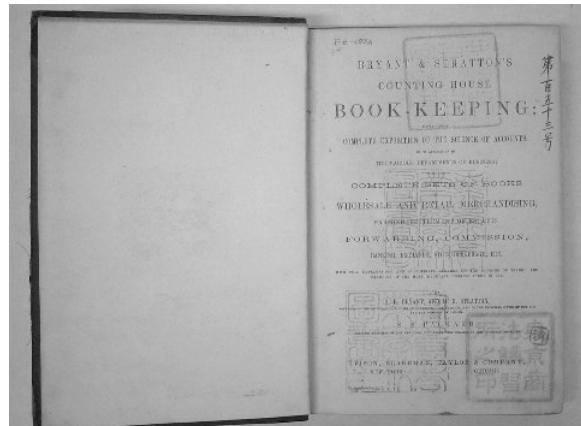
帳合之法(日本で最初に出版された西洋式簿記書)
H.B.Bryant, H.D.Stratton著, 福澤諭吉訳

附属図書館では、平成13年度に公開展示室を開設し、常設展示のほか年一回の企画展示を開催しています。

本年度の企画展示は、当館所蔵の明治期簿記書コレクションである西川文庫を中心に、我国における西洋式簿記法導入過程と、それにまつわる商業教育搖籃期のひとこまとしての商法講習所の事跡を、当

時の資料を展示して紹介します。また、期間中、西川文庫の受入準備に携わった安藤商学研究科教授の講演も企画しております。

なお、展示内容等の詳細につきましては、図書館webに仮想展示コーナーを設けてご案内する予定です。



Bryant & Stratton's counting house book-keeping
(商法講習所で教科書として使用されたもの)
H.B. Bryant, H.D. Stratton, S.S. Packard著

本学教官著訳寄贈書一覧 (平成15年3～8月)

清川 雪彦：アジアにおける近代的工業労働力の形成
浅子 和美：マクロ安定化政策と日本経済
佐藤 正広：国勢調査と日本近代
黒崎 卓：開発のミクロ経済学
佐藤 宏：The growth of market relations
in post-reform rural China
岩佐 茂，嶋 隆：精神の哲学者ヘーゲル(編著)

滝沢 昌彦：契約成立プロセスの研究

山内 敏弘：人権・主権・平和

栗原 史郎：新・商品学の創造

石村 直之：偏微分方程式入門

田中 克彦：言語の思想

王 云海：美国的賄賂財

”：現代日本市場経済

長岡 貞男：知的財産制度とイノベーション(編)

三 谷 孝：秘密結社与中国革命

山内 進：十字軍の思想

竹内 啓一：Carte di Riso

LIBRARY CALENDAR

- 開館時間の詳細は、<http://www.lib.hit-u.ac.jp/service/calendar-j/> でご覧になります。
- 携帯電話からでも休館日を確認できます。 (i モード) <http://www.lib.hit-u.ac.jp/i/> (J-sky) <http://www.lib.hit-u.ac.jp/j/>
- 臨時休館等変更の場合は掲示でお知らせいたします。

本館	メインカウンター	月～金曜日	カウンター業務(貸出・返却等)	9:00-22:00
			書庫の資料の取り出し	9:00-12:00 ; 13:00-16:45
			書庫への入庫(教職員・院生)	9:00-16:30 (16:45 閉庫)
	レファレンスカウンター	土・日曜日・祝日	カウンター業務(書庫は利用不可)	9:30-16:30
		月～金曜日		9:00-12:00 ; 13:00-17:00
	文献複写カウンター	月～金曜日		9:00-12:00 ; 13:00-14:30
		月～金曜日		9:00-21:00
	大閲覧室	月～金曜日		9:00-21:30
	雑誌棟	土・日曜日・祝日		9:30-16:00
	東学習図書室	月～金曜日		9:30-16:45

(凡例)

17:00閉館
16:30閉館

… 開館日;特に記入がない場合は、上記の時間開館します。

… 休館日

… 東学習図書室を除く全館で17:00に閉館します。

… 土・日曜・祝日は、図書館本館・雑誌棟のみの開館になります(大閲覧室及び書庫は利用不可)。

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	水	土	月	木	日	16:30閉館
2	木	日	火	金	月	
3	金	月	水	土	火	
4	土	16:30閉館	火	17:00閉館	水	
5	日	“	木	金	木	
6	月	木	土	16:30閉館	火	16:30閉館
7	火	金	日	“	水	日
8	水	土	16:30閉館	木	日	月
9	木	日	“	火	月	火
10	金	月	水	土	16:30閉館	水
11	土	16:30閉館	火	木	水	17:00閉館
12	日	“	金	16:30閉館	木	学部入試
13	月	“	木	火	金	土 (後期日程)
14	火	金	日	“	水	日
15	水	土	16:30閉館	木	日	月
16	木	日	火	金	17:00閉館	火
17	金	月	水	土	大学入試	水
18	土	16:30閉館	木	日	センター試験	木
19	日	“	金	月	木	金
20	月	木	16:30閉館	火	金	土
21	火	金	日	“	16:30閉館	日
22	水	東学習室のみ開室	土	16:30閉館	木	17:00閉館
23	木	日	“	火	16:30閉館	火
24	金	月	“	水	土	東学習室のみ開室
25	土	16:30閉館	火	17:00閉館	日	木
26	日	“	水	金	“	17:00閉館
27	月	木	土	月	火	“
28	火	金	日	火	水	木
29	水	土	16:30閉館	木	16:30閉館	17:00閉館
30	木	日	“	火	日	“
31	金	17:00閉館	水	金	木	水
			年末休業	土	16:30閉館	“